

環境課からののお知らせ

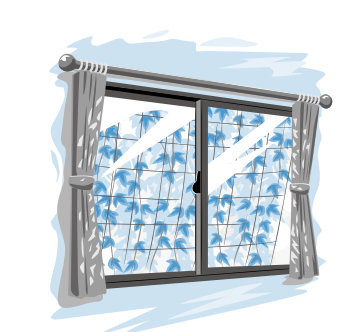
誌面の変更について

今まで各地区のごみの収集日について掲載をしていましたが、7月号からは環境に関する記事を掲載するページに変わります。ごみ出しの日については、

各戸配布の「南国市の家庭ごみの分け方・出し方」をご覧ください。
ご家庭にない場合は、市役所や領石、岡豊、十市の各支所で配布しておりますのでご利用ください。

電気を通して、未来を見つめよう
「ライトダウンキャンペーン2013」
環境省では、地球温暖化防止のために、「CO2削減／ライトダウンキャンペーン」を実施しています。
特に7月7日は、「クールアース・デー」です。夜8時から10時までの2時間は、あかりを消して夜空を見上げてみませんか。

ごみ出しワンポイント
市民の皆様がほんの少しの手間をかけていただくだけでごみ処理にかかる費用が軽減されます。
く水分を切りましょう
家庭から出るごみの半分は水分です。特に台所から出るごみは水分が多いので、水切りを行いましょう。
また、庭の刈草などは、刈ってすぐに袋に入れるのではなく、少し干して草に含まれる水分を乾燥させましょう。
＊南国市では、生ごみ処理機を購入された方に補助金を出しています。詳しい内容については環境課までお問い合わせください。



省エネのワザ
夏の省エネ、準備はできましたか？
① エアコンのフィルターは目詰まりしていませんか？月に1回掃除をするだけで省エネ効果があります。
② レースのカーテンやすだれなどで日差しを遮るすだれやよしずを見かけると日本の夏だなあと感じませんか？
③ 緑のカーテンにチャレンジ
植物は風を涼しくしてくれます。窓だけでなく、壁や地面にも日陰を作ることが涼しさのコツです。
④ トイレの節電を忘れずに
便座の暖房や洗浄水の温度が高いままになっていませんか？暑い夏は電源オフでおしりも涼しく。

浄化槽を設置される方へ

快適な暮らしと美しい環境をつくる生活排水対策として、浄化槽設置整備事業補助金制度があります。建築基準法による新築への設置やリフォームなど、既存の家屋への設置が対象となります。
なお、申請書を提出しても、交付決定を受ける前に浄化槽の設置工事を始めた場合は、補助金を受けることができませんので、ご注意ください。
■補助対象者／交付決定後に浄化槽設置工事を開始し、平成26年2月20日(木)までに設置工事が確実に

完了でき、市税などの滞納がない方
■補助対象地域／下水道事業計画区域および農業集落排水事業区域以外の市内全域
■受付期間／4月1日から開始。通常、毎月末で締め切り、翌月中旬に交付決定します。
＊補助金は予算の範囲内で交付します。
■備考／既に浄化槽設置工事をを行った建物および店舗など営業用の建物は補助対象外です。

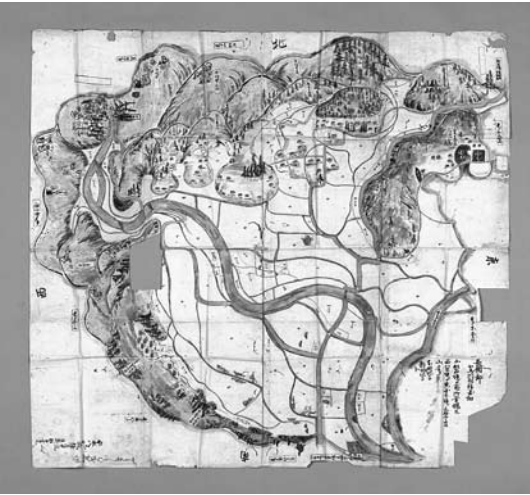
人槽区分	補助金限度額	
	建築基準法による設置のうち新築の場合	左欄以外で既存住宅に浄化槽を設置する場合
5人槽	255,000円	315,000円
6～7人槽	300,000円	360,000円
8～10人槽	387,000円	447,000円

※申込先・お問い合わせは、環境課（☎880-6557）まで

歴史民俗資料館企画展

江戸時代の南国 —地域資料に見る人々のくらし—

里改田の庄屋を務めた宇賀家に伝わる「宇賀家文書」や、地域の人々が大切に守ってきた「笠ノ川村文書」など、古文書や古絵図から江戸時代の庶民のくらしを読み解きます。



笠ノ川村の絵図

■とき／7月27日(土)～9月1日(日)
9:00～17:00
■ところ／県立歴史民俗資料館
■観覧料
大人(18才以上) 500円、団体(20名以上) 400円
＊高校生以下、高知県長寿者手帳所持者などは無料
※お問い合わせは
県立歴史民俗資料館（☎862-2211）まで

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

国民年金保険料が納められない そんな時は免除制度があります

■申請免除制度
経済的に保険料の納付が困難な方が、本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料が免除される制度です。この申請免除制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納付することにより残りの保険料が免除となる「一部納付（一部免除）」制度があります。

【一部納付（一部免除）制度】
▶ 4分の3納付（保険料額 11,280円）
▶ 4分の2納付（保険料額 7,520円）
▶ 4分の1納付（保険料額 3,760円）

■若年者納付猶予制度
若年層（30歳未満）の方は、本人および配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請すれば、保険料の納付が猶予され保険料の後払いができる制度があります。

■申請および承認期間
免除などのサイクル（始期と終期）は7月から翌年6月までです。引き続き申請する場合は、できる限り7月中に申請してください。

不慮の事故や病気が発生してから申請しても、障害や遺族といった年金の受給資格要件に算入されませんので、ご注意ください。

■退職（失業）による特例免除
特例免除は、申請日の属する年度または前年度において被保険者、配偶者、世帯主のいずれかに退職（失業）の事実がある場合に対象となります。申請には、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などの写しを添付してください。ただし、退職（失業）の事実が確認された方以外に一定以上の所得がある時は、保険料免除が認められない場合があります。

■承認を受けた期間は・・・
免除を受けた期間にかかる老齢基礎年金の金額は、保険料を全額納付した金額と比較した場合、一定の割合で年金額に反映されます。ただし、若年者納付猶予は年金額には反映されません。

また、全額免除や若年者納付猶予の承認を受けた期間は、未納期間とは違い年金の受給資格期間に算入されます〔一部納付（一部免除）は、一部の保険料を2年以内に納付しないと未納になります〕。

なお、10年以内であれば追納することができます。3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額がかかります。

※お問い合わせは
市民課年金係（☎880-6555）
南国年金事務所（☎864-1111）まで